

令和7年度第1回唐津地域公共交通活性化協議会
議 事 録

◆ 開催日時 令和7年6月25日（水）14時～15時

◆ 開催場所 唐津市役所本庁舎4階大会議室

◆ 出席者

〈委員〉27名 ※敬称略

脇山行人（会長）、日高大助（副会長）、大枝良直、吉村悦子、竹巖英治、
金嶽栄作、山本弥生、江川千代美、古舘日登美、松寄達生、山下富士雄、
峯信廣、山下正美、坂本金満、能隅良子、田中寿幸、中道清成、松崎義行、
中野将、長本敬幸（代理・中野健太郎）、伊賀屋豊（代理・高塚光明）、
長谷川達、篠原基樹、青木昌廣、渡邊藤江、西山将夫、牟田嘉伊座

〈事務局〉4名

岩橋昭尚、脇山徹也、松本征也、徳田文美

◆ 傍聴人 なし

◆ 会議次第

・開会

・会長挨拶

・議事

(1) 議案第1号 令和6年度歳入歳出決算

(2) 議案第2号 令和7年度歳入歳出予算（案）

(3) 議案第3号 令和7年10月予定の路線再編等について

(4) 議案第4号 唐津地域公共交通計画及び利便増進計画の一部改正について

(5) 議案第5号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

・その他（報告事項）

チョイソコからつ（だいら号ときたはた号）の利用状況について

呼子フィーダー線の再編予定について

からワンライン運行時刻について

・閉会

1. 開会

唐津市地域政策課長

委員過半数の出席により会議が成立していることを報告

2. 会長挨拶

会長 脇山行人（唐津市副市長）

3. 議事

(1) 議案第 1 号令和 6 年度歳入歳出決算

事務局から説明（省略）

監査について渡邊委員より報告

【質疑・意見】

なし

賛成多数により承認

(2) 議案第 2 号令和 7 年度歳入歳出予算（案）

事務局から説明（省略）

【質疑・意見】

（委員 A）収入の負担金について、負担金割合が 6 年度と 7 年度で大幅に変わっているように見えますが、負担金の割合をどのようにしているのか教えてください。

（事務局）負担金の負担割合につきましては、まず委員の謝金が主なところになっておりまして、委員の構成が唐津市と玄海町、共通で選任している委員につきましては半々の負担になっております。唐津市の推薦した委員と玄海町の推薦した委員さんがそれぞれおりまして、その分につきましては、それぞれの自治体の負担額としておりますので、まずそこで負担金額の違いがございます。もう一つ、一番大きなところといたしまして、令和 6 年度の決算の中で計画の改定業務の委託料について計上しておりましたけども、この委託料につきましては、人口割を用いて費用の負担を計算しておりますので、それで金額が異なっているところになります。

賛成多数により承認

(3) 議案第3号令和7年10月予定の路線再編等について

- ・鏡線再編に伴うオンデマンドタクシー導入について事務局から説明（省略）

【質疑・意見】

なし

- ・オンデマンドタクシー（厳木エリア）特別乗降場所の追加について事務局から説明（省略）

【質疑・意見】

（委員B）多久駅を利用する状況とといいますか、理由を教えてください。

（事務局）具体的な利用方法についてヒアリングはできておりませんが、路線バスからオンデマンドタクシーに切り替わる際に、非常に要望が多かったというところと、運行が切り替えされても利用ができないかという相談を区長会の方からもいただいております経緯がございましたので、その要望に対応するかたちで今回検討しております。

（委員B）多久駅まで行って、そこから乗り継ぐということですね。

（事務局）先ほど冒頭で申し上げましたとおり、多久市内でもオンデマンドタクシーの運行が始まっているので、そちらに乗り換えることでご利用ができるのではないかとこのところ、その後、多久市内で病院やお店など希望されるところに行く手段はございますので、調整いただきたいと考えております。

（委員C）多久市に乗り入れするにあたって、多久市との協議とか、そういうのはないのでしょうか。

（事務局）今回、乗降場所を追加するにあたって自治体としての協議は行っておりませんが、運行事業者、唐津地区内は昭和自動車さんが主体で実施していただいております、多久の乗り合いタクシーにつきましても昭和自動車さんが受託という形で受けられているということで、システム上問題がないというところと、この後ご説明いたしますが、今回の乗降場所追加に伴いまして、多久市の負担がないというところ、公共交通計画への掲載等もないということだったので、具体的な多久市との調整というところまでは至っておりません。

（委員D）500円の根拠について、もうちょっと詳しく教えてください。

(事務局) 令和5年度8月からこのオンデマンドタクシーの運行が始まっているのですが、その移行の際、基本的には厳木地区内の移動手段として導入します、というところで、このエリアも含めて一律300円の乗車というところでまず設定をされております。あわせて、先ほどお話をさせていただいた、厳木エリア内で買い物が出来ない、といった要望もありましたので、エリア外に特別な情報場所を設定すると、その際、従前の路線バスの料金を参考にされて、それまでよりも同等の金額ということで500円という金額を設定されたと昭和自動車さんの方から伺っております。今回、多久市につきましても、厳木地区のエリア外に移動することと、従前の路線バスの料金を参考に、同等の500円に設定をされたと伺っております。

(委員D) 補助金関係はどうですか。

(事務局) 唐津市から運行事業者に補助をしている内容が2つありまして、通常の路線の運行に係る経費、これはどうしても利用料だけでは賄えていないというところで、欠損金として計上されているのですが、それに対して、国からの補助もございます。この国の補助を受けた後、残った欠損金に対して市から補助を行っております。これは欠損金すべてに充当できておらず、運行事業者さんの方で負担されている部分というのがございます。あと、AIを使ったオンデマンドシステムを導入しているのですが、これに関しては、利便性向上のために唐津市から全額補助をさせていただいております。いずれにしましても、今の運賃収入では足りていないというところではあるんですが、だからといってあまり運賃を上げてしまうと、今度は利用者の負担が大きくなるということもございましたので、先ほどご説明した料金設定で、現在のところは運行されているという状況にあります。

・大島・小加倉線における乗降場所の追加について事務局から説明（省略）

【質疑・意見】

なし

賛成多数により承認

(4) 議案第4号唐津地域公共交通計画及び利便増進計画の一部改正について
事務局から説明（省略）

【質疑・意見】

なし

賛成多数により承認

（事務局）計画の軽微な変更が発生した場合は、事務局一任で変更の処理を行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（委員一同）異議なし。

(5) 議案第 5 号地域内フィーダー系統確保維持計画について

事務局から説明（省略）

【質疑・意見】

なし

賛成多数により承認

4. その他

- ・チョイソコからつ（だいら号ときたはた号）の利用状況について

今年 4 月から、北波多エリアと大良エリアが新たに運行を開始しており、その利用状況について事務局から報告。

- ・呼子フィーダー線の再編予定について

呼子地区の枝線として 2 つの路線があり、循環線となっていることから地元の方から非常に利用がしにくいというような声が寄せられており、この路線についてもオンデマンドタクシーに移行ができないかと考えている旨を事務局から説明。

- ・からワンライン運行時刻について

今年 4 月から運行を開始したからワンラインについて、待ち時間の間隔が非常にタイトであると現場の方から上がってきていることから、その労働環境の改善をするために 10 月 1 日付けで、時刻の変更をさせていただきたいと考えている旨を昭和自動車から説明。

5. 閉会

唐津市地域政策課長

令和 7 年度第 1 回唐津地域公共交通活性化協議会 会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 議案第 1 号 令和 6 年度歳入歳出決算
- (2) 議案第 2 号 令和 7 年度歳入歳出予算（案）
- (3) 議案第 3 号 令和 7 年 1 0 月予定の路線再編等について
 - | 鏡線再編に伴うオンデマンドタクシー導入
 - | オンデマンドタクシー（厳木エリア）特別乗降場所の追加
 - | 大島・小加倉線における乗降場所の追加
- (4) 議案第 4 号 唐津地域公共交通計画及び利便増進計画の一部改正について
- (5) 議案第 5 号 地域内フィーダー系統確保維持計画について

4 その他

チョイソコからつ（だいら号ときたはた号）の利用状況について
呼子フィーダー線の再編予定について
からワンライン運行時刻について【昭和自動車(株)より】

5 閉 会

【配布資料】

資 料：令和 7 年度第 1 回唐津地域公共交通活性化協議会資料

別紙①：唐津地域公共交通計画の一部改正（案）

別紙②：唐津地域利便増進実施計画書の一部改正（案）

別紙③：地域内フィーダー系統確保維持計画

令和7年度第1回 唐津地域公共交通活性化協議会



日時：令和7年6月25日（水）14:00～
場所：唐津市役所本庁舎 4階大会議室

議 事

- （1）令和6年度歳入歳出決算
- （2）令和7年度歳入歳出予算（案）
- （3）令和7年10月予定の路線再編等について
- （4）唐津地域公共交通計画及び利便増進計画の一部改正について
- （5）地域内フィーダー系統確保維持計画について

(1) 令和6年度歳入歳出決算



令和6年度 歳入歳出決算

収 入

区分		令和6年度 a.予算額	令和6年度 b.決算額	比較増減 (b-a)	備 考
負担金	唐津市	3,872,000	3,572,907	△ 299,093	
	玄海町	182,000	258,866	76,866	
補助金	国庫補助金	0	0	0	
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		4,054,000	3,831,773	△ 222,227	

支 出

単位:円

区分		令和6年度 c.予算額	令和6年度 d.決算額	比較増減 (d-c)	備 考
会議運営費	報償費	406,000	204,400	△ 201,600	委員謝金
	旅費	12,000	7,880	△ 4,120	委員交通費
事務局費	需用費	60,000	59,235	△ 765	消耗品(コピー用紙、ボールペン、ボールペン替え芯、ラベルシール等)
	役務費	51,000	40,258	△ 10,742	切手代、レターパック、振込手数料
事業費	委託料	3,525,000	3,520,000	△ 5,000	唐津地域公共交通利便増進実施計画策定業務
計		4,054,000	3,831,773	△ 222,227	

(1) 令和6年度歳入歳出決算



令和6年度 監査報告

令和6年度 監査報告書

令和6年度唐津地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算

歳 入 3,831,773円

歳 出 3,831,773円

差引残額 0円

上記の決算について、帳簿並びに関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和7年 5月12日

監査委員

安岡一徳



令和6年度 監査報告書

令和6年度唐津地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算

歳 入 3,831,773円

歳 出 3,831,773円

差引残額 0円

上記の決算について、帳簿並びに関係書類を監査した結果、その内容について、適正に処理されたものと認めます。

令和7年 5月9日

監査委員

渡邊 藤江



(2) 令和7年度歳入歳出予算(案)



令和7年度 歳入歳出予算(案)

収 入

区 分		令和6年度 a.予算額	令和7年度 b.予算額	比較増減 (b-a)	備 考
負担金	唐津市	3,872	352	△ 3,520	
	玄海町	182	187	5	
補助金	国庫補助金	0	28,504	28,504	フィーダー補助金
	県補助金	0	0	0	
諸収入	雑入	0	0	0	
計		4,054	29,043	24,989	

支 出

単位:千円

区 分		令和6年度 c.予算額	令和7年度 d.予算額	比較増減 (d-c)	備 考
会議運営費	報償費	406	407	1	
	旅費	12	12	0	
事務局費	需用費	60	60	0	コピー用紙、カラーインク、封筒など
	役務費	51	60	9	切手代、レターパック
事業費	委託料	3,525	0	△ 3,525	
補助金	補助金	0	28,504	28,504	フィーダー補助金
計		4,054	29,043	24,989	

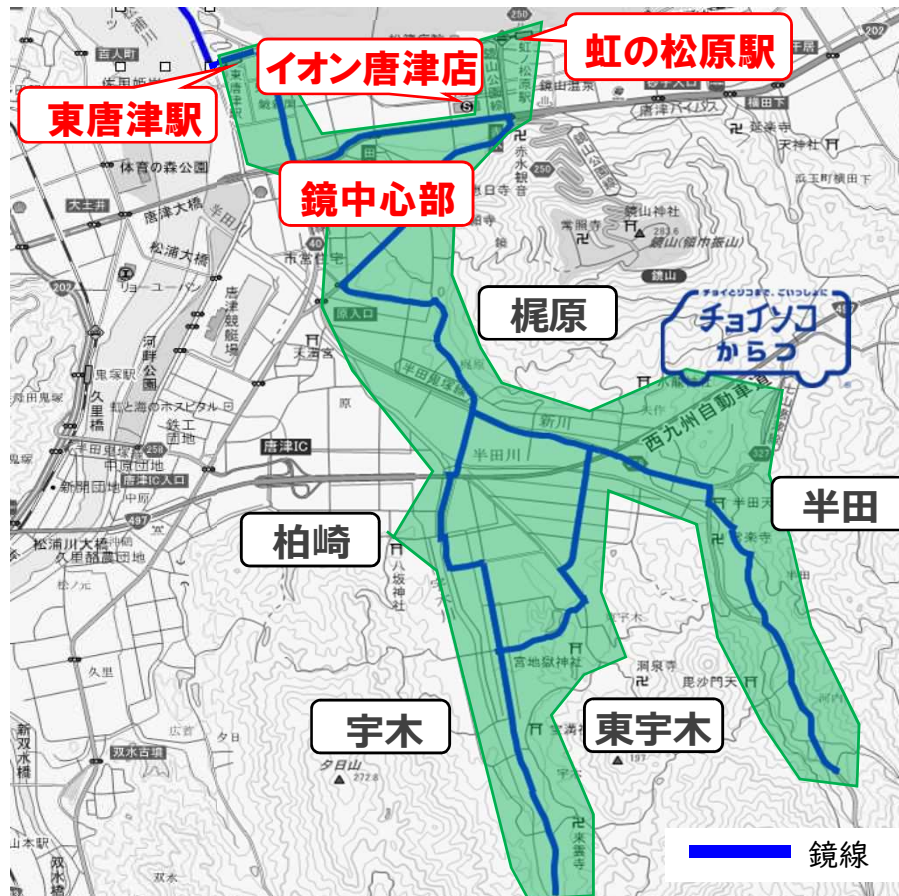
(3) 令和7年10月予定の路線再編等について



① 鏡線再編に伴うオンデマンドタクシー導入

変更概要

利便性向上のために、平日4便運行していた「鏡線」を廃止し、オンデマンドタクシー（チョイソコからつ）を導入



変更の内容

便	広田（宇木）発
1	9：50
2	15：20

便	大手口発
1	9：00
2	14：30

便	鏡地区
オンデマンドタクシー 8：00～17：00	

(3) 令和7年10月予定の路線再編等について



① 鏡線再編に伴うオンデマンドタクシー導入

< 運行の概要 >

運行 エリア	鏡地区
運賃	・ 同じ地区内の利用 1乗車300円 ・ 小児、障がい者、運転免許証返納者などは半額 ※運賃は運賃分科会で承認を受けた金額
運行車両	セダntaxi（4人乗り）
運行日時	平日の月曜日～金曜日 8：00～17：00 ※お盆（8/13～15）、年末年始（12/30～1/3）は運休

(3) 令和7年10月予定の路線再編等について



② オンデマンドタクシー(厳木エリア)特別乗降場所の追加

厳木エリアのオンデマンドタクシー(チョイソコからつ)の特別乗降場所に「多久駅」を新たに追加する



< 運行概要 >

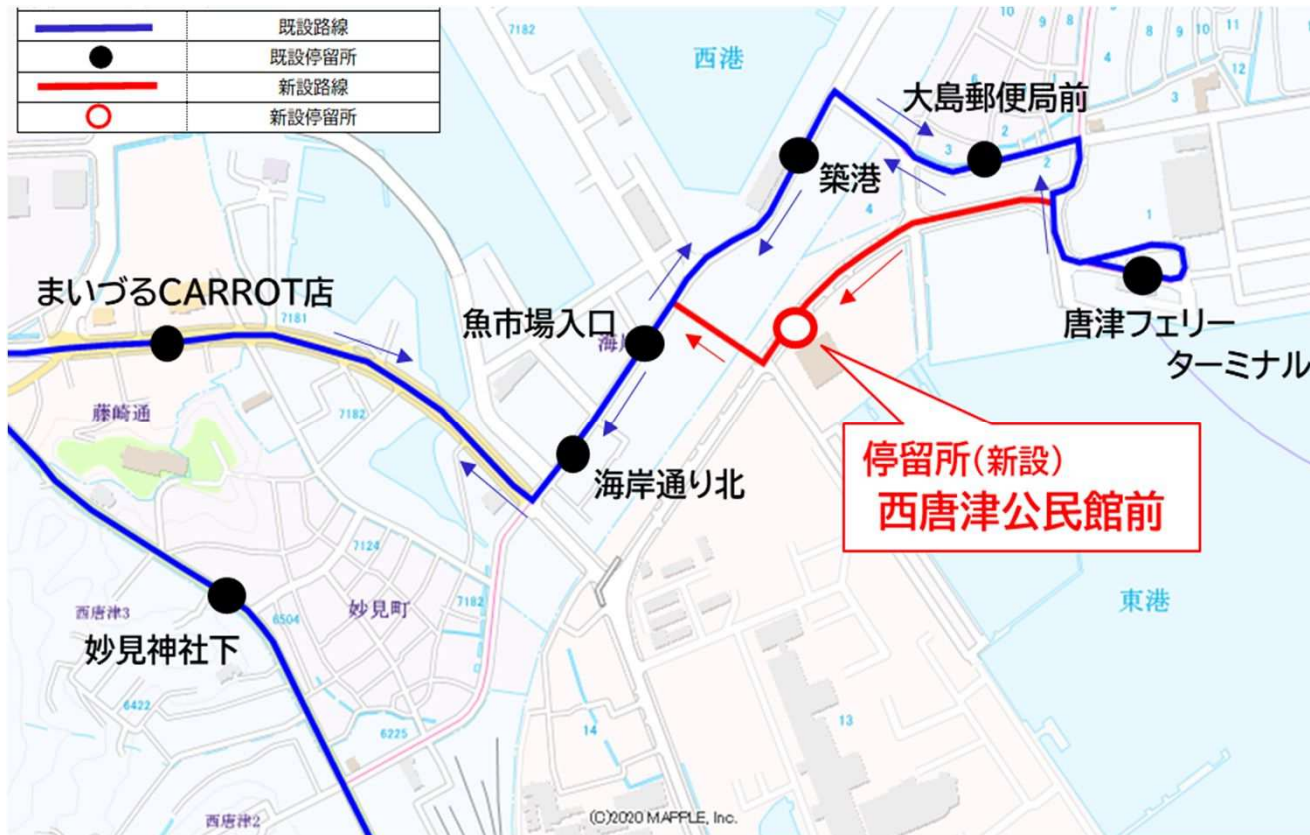
運行エリア	厳木地区
特別乗降場所	エレナ相知店、コスモス相知店、まいづる相知店 多久駅(新規追加)
運賃	・1乗車300円 ・特別乗降場所の利用は <u>1乗車500円</u> ・小児、障がい者、運転免許証返納者などは半額
運行車両	セダntaxi(4人乗り)
運行日時	平日の月曜日～金曜日8:00～17:00 ※お盆(8/13～15)、年末年始(12/30～1/3)は運休

(3) 令和7年10月予定の路線再編等について



③ 大島・小加倉線における停留所の追加

大島・小加倉線の運行ルートを変更し、新たに停留所「西唐津公民館前」を追加する。



現在
まいづる CARROT店
海岸通り北
魚市場入口
築港
大島郵便局前
唐津フェリー ターミナル
大島郵便局前
築港
魚市場入口
海岸通り北
まいづる CARROT店

変更後
まいづる CARROT店
海岸通り北
魚市場入口
築港
大島郵便局前
唐津フェリー ターミナル
西唐津公民館前
—
魚市場入口
海岸通り北
まいづる CARROT店

(4) 唐津地域公共交通計画及び利便増進計画の一部改正について



① 唐津地域公共交通計画

変更内容

◆相知・厳木地区デマンドタクシーの
経由地に「**多久駅**」を追加

◆備考欄に「**多久市の費用負担に関する記述**」を追加

◆一覧表に「**鏡地区デマンドタクシー**」
を追加

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表 < 一部抜粋 >

交通事業者	納所	入野		納所	路線定期	フィーダー補助	幹線路線バスと接続し、地域拠点周辺をきめ細かく結ぶ支線交通の役割を担う。
交通事業者	高串	入野	古保志気	高串福祉センター前	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	肥前地区 デマンドタクシー		肥前地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	相知・厳木地区 デマンドタクシー		相知・厳木地区内、 多久駅	※追加	区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	浜玉地区 デマンドタクシー		浜玉地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	七山地区 デマンドタクシー		七山地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	市内南	大手口	唐津赤十字病院前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	市内西	大手口	りふれ・済生会病院前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	志気（市民病院きたはた～志気）	市民病院きたはた		志気	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	成洲（市民病院きたはた～成洲）	市民病院きたはた		成洲上	路線定期	フィーダー補助	※新規追加
交通事業者	北波多地区 デマンドタクシー		北波多地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	大良地区 デマンドタクシー		大良・旭ヶ丘地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	からワンライン	唐津駅	まいづる999	イオン唐津店	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	鏡地区 デマンドタクシー		鏡地区内		区域運行	フィーダー補助	
玄海町	玄海町AI オンデマンド交通		玄海地区内		区域運行	フィーダー補助	

(備考)

～ 省略 ～

なお、相知・厳木デマンドタクシーが多久市に乗り入れることについて、乗り入れに伴う多久市の費用負担は無いため、同市の地域公共交通計画には位置付けられていない。

※追加

(4) 唐津地域公共交通計画及び利便増進計画の一部改正について



② 唐津地域公共交通利便増進計画

変更内容

- 枝線等のオンデマンド化
「唐津市中心部エリア…鏡線（令和7年10月）」を追加
- デマンドタクシーへのAI予約システムの本格導入
（対象エリア）唐津市中心部エリアの一部（大良線・旭が丘線の運行地域）に
「鏡線」を追加
- 大島・小加倉線（名護屋浜～小加倉～唐津フェリーターミナル～大手口）
大島・小加倉線の運行ルートの変更に伴い運行距離が短くなるため、
現在の運行キロ程「28.4」を「28.0」に変更

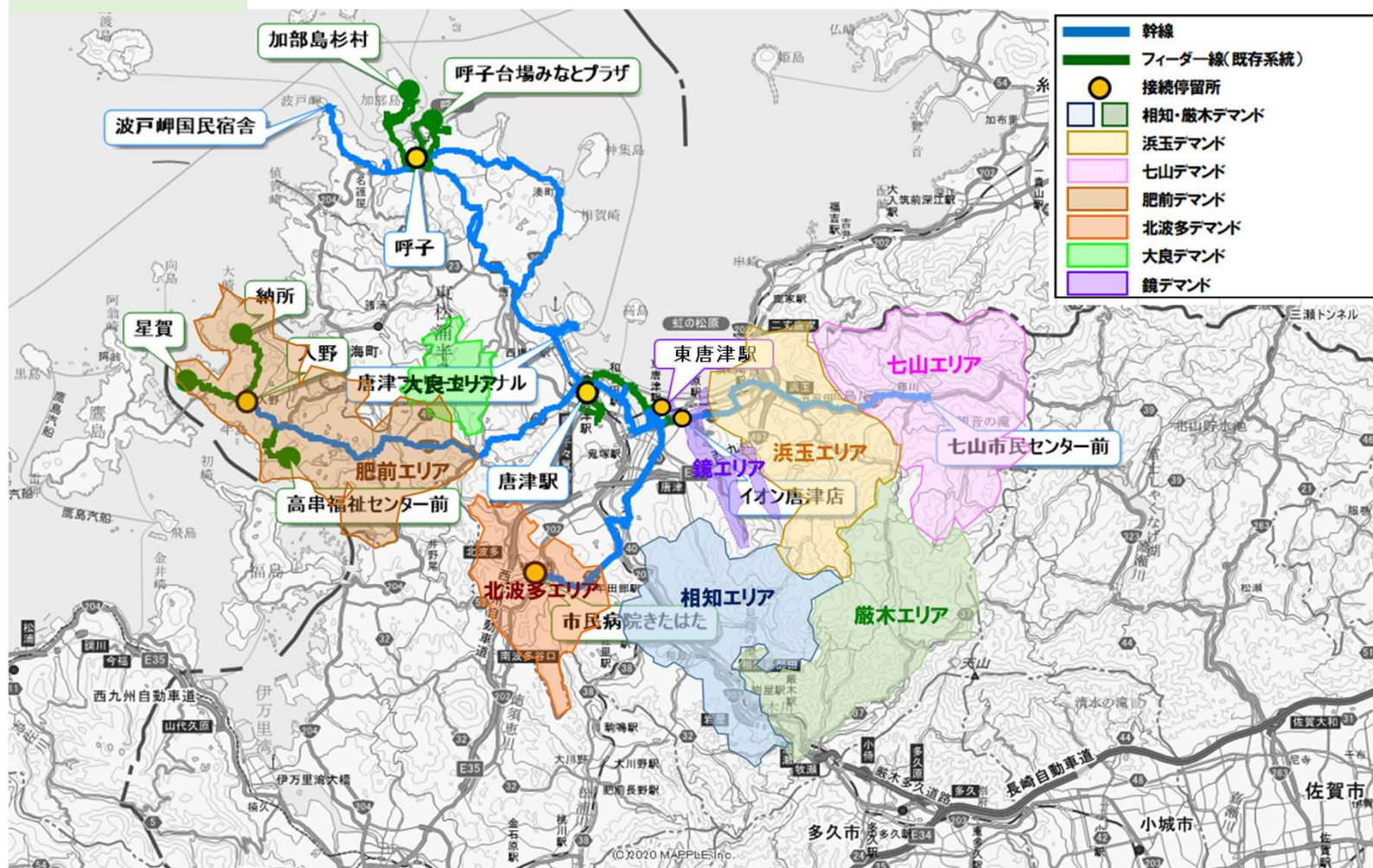
(5) 地域内フィーダー系統確保維持計画について



【概要】幹線と接続する地域内の路線バス(フィーダー線)や乗合タクシーの運行維持を目的とし、国の支援(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助)を受けるため、対象路線の運行計画を策定する。

【計画期間】令和7年10月1日～令和8年9月30日

対象の路線



補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	補助事業の活用	役割
交通事業者	加部島	呼子		加部島杉村	路線定期	フィーダー補助	幹線路線バスと接続し、地域拠点周辺をきめ細かく結ぶ支線交通の役割を担う。
交通事業者	呼子台場	呼子		呼子台場 みなとプラザ	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	星賀 (ジャンボタクシー)	入野		星賀	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	納所	入野		納所	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	高串	入野	古保志気	高串福祉 センター前	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	肥前地区 デマンドタクシー		肥前地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	相知・巖木地区 デマンドタクシー		相知・巖木地区 内、 <u>多久駅</u>		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	浜玉地区 デマンドタクシー		浜玉地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	七山地区 デマンドタクシー		七山地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	市内東	唐津駅	シーサイド前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	市内南	大手口	唐津赤十字 病院前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	市内西	大手口	りふれ・済生会 病院前	唐津駅	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	志気（市民病院きた はた～志気）	市民病院 きたはた		志気	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	成淵（市民病院きた はた～成淵）	市民病院 きたはた		成淵上	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	北波多地区 デマンドタクシー		北波多地区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	大良地区 デマンドタクシー		大良・旭ヶ丘地 区内		区域運行	フィーダー補助	
交通事業者	からワンライン	唐津駅	まいづる999	イオン唐津店	路線定期	フィーダー補助	
交通事業者	<u>鏡地区</u> <u>デマンドタクシー</u>		<u>鏡地区内</u>		<u>区域運行</u>	<u>フィーダー補助</u>	
玄海町	玄海町AI オンデマンド交通		玄海地区内		区域運行	フィーダー補助	

（備考）

上記系統については、役割欄に記載のとおり地域にとって重要な役割を担っており、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

上記系統のうち市内東、市内西及び市内南(R7.4 からこの3路線は「からワンライン」に統合)を運行するバス車両は、車体の腐食、エンジン出力の低下、冷房機能の低下など車両の老朽化（平均車齢 12.5 年）が進んでいたことから、安全な輸送の確保、利用者の利便性向上のため、車両減価償却費等国庫補助を活用して車両の更新を行う。

なお、相知・巖木デマンドタクシーが多久市に乗り入れることについて、乗り入れに伴う多久市の費用負担は無いため、同市の地域公共交通計画には位置付けられていない。

7-2. 実施事業の全体整理

本計画において実施する事業を整理すると、1)～3)までが「利便増進事業」、4)～7)が「利便増進に関連して実施する事業」という位置づけになります。

目指す 計画目標	地域公共交通利便増進事業・ 地域公共交通利便増進事業に関 連して実施する事業の別	実施事業項目	事業の内容	参考項目
地域公共交通サービスの最適 化と持続性向上 地域間交通・地域内交通 等の役割に応じた目標を明 確にし、個々の公共交通サ ービスの最適化と持続性向 上を図る。	地域公共交通利便増進事業 イ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バ ス・タクシー、定期航路に係る路線 等の編成の変更 ロ②運行回数又は運行時刻の設定	1) 乗合バスの路線等の 編成の変更 R6 年 4 月～	・唐津地域北部（呼子・鎮西・湊エリア）の路線等の編成の変更、パ ターンダイヤの設定 呼子エリア…呼子線、湊・呼子線、呼子フィーダー路線 鎮西エリア…小加倉・呼子線、野元・呼子線 ・唐津地域西部（玄海町エリア・肥前エリア）の路線等の編成の変更、 パターンダイヤの設定 玄海町エリア…有浦線、玄海町コミュニティバス 肥前エリア…切木・中浦線 ・唐津地域中心部・東部（唐津市中心部エリア・浜玉エリア・ 七山エリア）の路線等の編成の変更 七山エリア・浜玉エリア…七山線、浜玉循環線 唐津市中心部エリア…市内循環線、市内線、鏡線、大良線、旭が丘 線 ・唐津地域南部（相知エリア・北波多エリア）の路線等の編成の変更 相知エリア…相知循環線（花タウンバス） 北波多エリア…成瀬・志気線	・唐津・佐賀線、唐津・伊万 里線の効率化・利用促進に ついては、 引き続き県・沿線自治体・ 交通事 業者と協議を続ける。 ・令和 7 年 4 月より七山線の 減便と路線短縮を行うと同 時に、七山エリアのデマン ドタクシーの運行時間・利 用範囲を拡大する。
	地域公共交通利便増進事業 イ①旅客鉄道、旅客軌道、乗合バ ス・タクシー、定期航路に係る路線 等の編成の変更	2) 枝線等のオンデマン ド化 R6 年 4 月～	・肥前エリアにデマンドタクシーを新たに導入する。（令和 6 年 4 月） 肥前エリア…肥前フィーダー路線 ・相知エリアと浜玉エリアのデマンドタクシー導入区域の拡大（令和 6 年 1 0 月） 相知エリア…相知循環線（相知花タウンバス） 浜玉エリア…浜玉循環線 ・北波多エリアと唐津市中心部エリアの一部にデマンドタクシーを新た に導入する。（令和 7 年 4 月） 北波多エリア…成瀬・志気線 唐津市中心部エリア…大良線、旭が丘線 ・ <u>唐津市中心部エリアの一部にデマンドタクシーを新たに導入する。（令 和 7 年 1 0 月）</u> <u>唐津市中心部エリア…鏡線</u> ・玄海町エリアにデマンドタクシーを新たに導入する。 （令和 7 年 3 月に本格導入し 4 月に運行内容を拡充する。） 玄海町エリア…玄海町コミュニティバス	→唐津市中心部エリア（鏡線） は、令和 6 年 10 月以降に向け オンデマンド化を検討。
誰もが公共交通を利用しやすい まちの実現 公共交通と目的地との連携 による施策を推進し、交通弱 者を中心に生活を支える交通 を目指す。また、観光・まち	地域公共交通利便増進事業 ハ イ又はロに掲げる事業と併せて 行う事業であって、地域公共交通 の利用者の利便の増進を図るため の事業	3) デマンドタクシーへ の AI 予約システムの 本格導入 R6 年 4 月～	・R5 年 8 月から実証的に導入した AI 予約システムの効果を検証し、 R6 年 4 月から本格導入する。 （対象エリア）七山エリア、浜玉エリア、相知エリア、厳木エリア、 肥前エリア、玄海町エリア、北波多エリア、唐津市中心部エリアの一 部（大良線・旭が丘線・ <u>鏡線</u> の運行地域）	

づくり・教育・福祉等の分野間連携による総合的な施策展開により、自家用車に過度に依存せずに誰もが公共交通を賢く使って移動できるまちの実現を図る。	地域公共交通利便増進事業に関連して実施する事業	4) 観光 MaaS 等の検討	・観光に関する情報提供や予約方法、決裁状況などを踏まえて、その統合化に向けた取組等を検討する。	
関係者の連携による公共交通の利用促進 移動サービス相互の連携や役割分担を推進するとともに、各交通事業者や地域住民との連携による利用促進を図る。	地域公共交通利便増進事業に関連して実施する事業	5) 地域協議体での検討	・各地域協議体での取組を踏まえた上で、地域主体での運行（自家用有償旅客運送等）や利用促進の取組等の検討を行う。	
	地域公共交通利便増進事業に関連して実施する事業	6) D X への対応	・「唐津 2 Day フリー乗車券」等のデジタルチケット化や IC カードの普及、キャッシュレス決済の導入等に取り組む。 ・グリーンスローモビリティ等の導入の検討	
	地域公共交通利便増進事業に関連して実施する事業	7) 多様な情報発信	・唐津地域版公共交通マップ・時刻表の作成や車両へのナンバリング表示の実施、小学生・高齢者を対象にした乗り方教室等の実施。	

エリア	呼子・鎮西・湊	実施事業	乗合バスの路線等の編成の変更	
区分	幹線			
関係市町	唐津市・玄海町			
■事業内容				
イ ①	一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更			
■運行の概要				
運行の目的	小加倉線・野元線は、呼子から小加倉・野元を経由して唐津市中心部に向かう所要時間 47 分～58 分程度の幹線路線である。 主に通勤・通学や買い物、通院等の日常生活の移動において利用されており、利用者数は一定程度を維持しているが、「名護屋浜～呼子」区間においては利用がほとんど見られない。そこで、この区間の廃止を行い、効率化を図る。 合わせて、市内線で廃止予定の大島地区の交通空白を解消することが必要なため、小加倉線において大島地区への乗り入れを行うことで、利便性を確保する。			
利便増進を図る内容	●需要に応じたサービス水準の整理（区間廃止）による効率性の改善 ●廃止区間への乗入れによる利便性の確保			
対応する主な移動	通学、通院、買い物、通勤	運行日	通年	
事業主体	昭和自動車株式会社	使用車両	小型バス	
事業形態	一般乗合旅客運送（路線定期運行）	運賃	対キロ区間制運賃	

■系統毎の運行回数

変更前

路線名	起点・経由地・終点	キロ程	運行本数		
			平日	土	日祝
小加倉・野元・呼子線	呼子～野元～大手口	22.0	10	10	10
	呼子～小加倉～大手口	28.3	6	6	6
	玄海エネギパーク～小加倉～大手口	18.2	3	2	2
	玄海エネギパーク～小加倉～大手口～工業高校前	26.3	1	0	0
	変更前 運行本数合計		20	18	18

変更後

路線名	起点・経由地・終点	キロ程	運行本数		
			平日	土	日祝
小加倉・野元・呼子線	玄海エネギパーク～小加倉～大手口	18.2	3	2	2
	玄海エネギパーク～小加倉～大手口～工業高校前	26.3	1	0	0
	名護屋浜～野元～大手口	18.6	10	10	10
	名護屋浜～小加倉～唐津フェリターミナル～大手口	28.0	6	6	6
	変更後 運行本数合計		20	18	18

エリア	唐津市中心部	実施事業	乗合バスの路線等の編成の変更	
区分	枝線			
関係市町	唐津市			
■事業分類				
イ ①	一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更			
■運行の概要				
運行の目的	鏡線は、広田～大手口を運行する所要時間 22 分～40 分程度の枝線路線である。 主に小学生による通学で利用されており、その他では買い物、通院等の日常生活の移動において利用されているが、利用者数は小学生の利用を除くと非常に少ない状況にあり、路線の効率化・適正化を図る必要がある。 市内線や七山線の効率化と合わせて、運行効率化（減便による運転士確保など）を行い、持続性の向上を図る。			
利便増進を図る内容	● <u>利用の少ない系統を見直し、オンデマンド化</u> ● <u>幹線との接続を確保</u>			
対応する主な移動	通院、買い物	運行日	通年	
事業主体	昭和自動車株式会社	使用車両	小型バス	
事業形態	一般乗合旅客運送（路線定期運行）	運賃	対キロ区間制運賃	

■系統毎の運行回数

変更前

路線名	起点・経由地・終点	キロ程	運行本数		
			平日	土	日祝
鏡線	広田～宇木～大手口		4	0	0
	大手口～宇木～大手口		0	1	1
	変更後 運行本数合計		4	1	1

変更後

路線名	起点・経由地・終点	キロ程	運行本数		
			平日	土	日祝
【鏡地区】 チョイソコからつ	<u>鏡地区全域（区域運行）</u>				
	変更後 運行本数合計				

■ 運行路線図

鏡線

旧



新



鏡地区を
オンデマンド化

8-1-3. デマンドタクシーへの AI 予約システムの本格導入

施策	デマンドタクシーへの AI 予約システムの本格導入
路線再編以外	
現状	➤ 令和 3 年度策定の「唐津地域公共交通計画」では、「市街地やその周辺における次世代モビリティサービスの導入検討」を実施事業として挙げている。 ➤ 近隣自治体での「チョイソコよかまちみらい号」等のデマンドシステムの全国的な普及・拡大状況を踏まえて、唐津市でも AI 予約システムによるオンデマンドの乗合送迎サービス「チョイソコからつ」の実証運行を実施中
利便増進に向けた課題	➤ AI 予約システムをはじめとする次世代モビリティサービスの導入について本格導入 ➤ 対象エリアの検討
事業内容	➤ 令和 5 年 8 月から実証的に導入した AI 予約システムの効果を検証し、令和 6 年 4 月から本格導入する。 (対象エリア) 七山エリア、浜玉エリア、相知エリア、厳木エリア、肥前エリア ➤ 令和 7 年 4 月から AI 予約システムを以下のエリアに本格導入する。 (対象エリア) 北波多エリア、唐津市中心部エリアの一部（大良線・旭が丘線の運行地域） ➤ <u>令和 7 年 10 月から AI 予約システムを以下のエリアに本格導入する。</u> (対象エリア) <u>唐津市中心部エリアの一部（鏡線の運行地域）</u> ➤ 令和 7 年 1 月から実証を行い、令和 7 年 3 月から本格導入し、4 月に運行内容を拡充する。(エリア毎の曜日運行→町内全域を毎日運行) (対象エリア) 玄海町エリア

9 事業のアクションプラン

本計画において実施する事業については、令和 6 年 4 月～随時実施する予定です。

表 9-1 事業のアクションプラン

項目	事業概要	事業期間		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1) 乗合バスの路線等の編成の変更				
	呼子・鎮西・湊エリアの再編			
	玄海町エリアの再編			
	肥前エリアの再編			
	七山エリアの再編	検討・協議・準備	R7 年 4 月～七山線の再編	
	唐津中心部エリアの再編	検討・協議・準備	R7 年 4 月～市内循環線、鏡線の再編	
2) 枝線等のオンデマンド化				
	肥前エリア			
	相知エリア	検討・協議・準備	R6 年 10 月～全域オンデマンド化	
	浜玉エリア	検討・協議・準備	R6 年 10 月～全域オンデマンド化	
	北波多エリア	検討・協議・準備	R7 年 4 月～成測・志気線のオンデマンド化	
	唐津市中心部エリア (大良線・旭が丘線)	検討・協議・準備	R7 年 4 月～オンデマンド化	
	(鏡線)	検討・協議・準備	R7 年 10 月～オンデマンド化	
	玄海町エリア (玄海町コミュニティバス)	検討・協議・準備	R7 年 3 月～オンデマンド化	
	※厳木エリア、七山エリア R5 年 8 月～オンデマンド化済み			
3) デマンドタクシーへの AI 予約システムの本格導入				
	チョイソコの導入 のるーとの導入	随時エリアごとに拡大		
4) 観光 MaaS 等の検討				
	観光 MaaS の取組み (マイルートの活用等)	検討・調整済み次第、実施		
5) 地域協議体での検討				
	自家用有償運送等の検討	検討後、方針確定次第、実証・本格運行		
6) DX への対応				
	フリーパスのデジタルチケット化 等やグリーンスローモビリティの 導入・検討	検討・調整済み次第、実施		

令和 7 年 6 月 日
(名称) 唐津地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

唐津市は、平成 17 年 1 月 1 日に唐津市と東松浦郡浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町及び呼子町の 1 市 6 町 1 村が合併し、平成 18 年 1 月 1 日には七山村を編入合併し現在の唐津市となり、佐賀県下第 2 位の人口規模で、総面積では佐賀県の約 5 分の 1 を占める広さとなった。

この広域に路線バスによる公共交通網が広がっており、旧唐津市と旧呼子町・旧肥前町・玄海町を結ぶ幹線及び枝線（乗継路線）が、主に高齢者の通院・買い物や学生の通学などに利用されている。そのため、人口の減少や自家用車の普及により利用者は減少しているが、住民にとって生活に必要不可欠な交通手段となっている。

そのような中、平成 23 年 3 月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく「唐津市地域公共交通総合連携計画」を策定し、路線バスの実証運行を実施。平成 25 年 4 月 1 日から、呼子地区・入野地区（肥前町）を中心に乗継路線の実証運行を実施し、住民の意見等を反映させ、平成 25 年 10 月 1 日より本格運行を開始した。

平成 27 年度には佐賀県及び唐津市が行った調査事業の結果を基に、「唐津地域公共交通網形成計画」を策定し、翌年度にはこの計画に基づく「唐津地域公共交通再編実施計画」を策定。

平成 28 年 8 月から市内循環線のフィーダー化、10 月から市内線のフィーダー化、呼子地域内フィーダーの大幅な路線見直し、平成 30 年 4 月から隣接する玄海町の乗継拠点整備等を行い、運行路線・ダイヤの総合的な最適化を図り、平成 31 年 4 月から肥前町エリア、令和 2 年 4 月から厳木エリア、令和 2 年 10 月から相知エリア、令和 4 年 4 月から浜玉町、七山エリアについて路線等の見直しを行った。

また、令和 3 年度には、「唐津地域公共交通計画」を策定。令和 6 年にこの計画に基づく「唐津地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、公共交通の利便増進に係る取組を推進していく。

これからも、枝線（乗継路線）については、幹線交通との相互の連携を図りつつ、地域内フィーダー路線として確保・維持する事で、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【唐津市内】

「唐津地域公共交通計画」の目標収支率を基準に、別表 1 「令和 8 年度唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表」のとおり収支率の改善を図る。

【玄海町内】

玄海町 AI オンデマンド交通

デマンド交通の利用会員登録者数 1,000 人、デマンド交通の利用者数 25 人/日（平均）

※上記は「デジタル田園都市国家構想交付金」の事業計画における活動指標

(2) 事業の効果

唐津地域内の各地域内フィーダー路線を維持することにより、車を運転できない高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、幹線・枝線のネットワークが連携することで公共交通が便利に感じられ、地域住民だけでなく観光客においても利用しやすくなり、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 利用促進策として、バスの乗り方教室を開催（運行事業者）
- ・ 外国人観光客が多い呼子線に外国語表記・外国語音声案内を導入する事により、外国人の利便向上を図る（一部導入済・運行事業者）
- ・ 買い物・病院等へのアクセスがわかりやすい目的別時刻表の作成
（唐津地域公共交通計画 P 9 5－9 6 参照）
- ・ 市ホームページで利用促進のキャンペーンの案内、会議や集会に出向いた際に公共交通の利用の現状と利用促進を案内（唐津市）
- ・ 町のホームページ、広報紙、公式 L I N E に加え、デマンド交通システム専用のホームページ等を作成し、デマンド交通の周知と利用促進を図る（玄海町）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

- ① 別添時刻表のとおり
- ② 唐津市内において、路線バス運行事業者は、昭和自動車(株)のみのため
- ③ 別添路線図のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

唐津市及び玄海町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を基準に負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**【唐津市内】**

- ・ 収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
- ・ 乗降調査

【玄海町内】

- ・ A I システム上で実績数値を把握し、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和7年6月25日 →地域公共交通計画認定申請書（R8年度地域内フィーダー計画）について協議・承認
19. 利用者等の意見の反映状況
唐津地域公共交通活性化協議会の構成員に、住民又は利用者の代表として、「老人クラブ連合会」「地域婦人連絡協議会」「唐津商工会議所」「唐津上場商工会」「社会福祉協議会」の各種団体の代表者及び地区ごとの住民代表者が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。 また、利用者の意見においても、調査等で寄せられた意見を参考に、各路線の再編において運行時刻やルートの設定に活用している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県唐津市西城内1-1

(所 属) 地域づくり部 地域政策課

(氏 名) 脇山 徹也

(電 話) 0955-72-9220

(e-mail) kokusai-chiiki@city.karatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和8年度 唐津市地域内フィーダー系統目標収支率表

協議会名:唐津地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)

補助対象路線名	起点	経過地	終点	目標収支率
加部島	呼子		加部島杉村	10%
呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	7%
呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	13%
呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	9%
星賀	入野		星賀	13%
納所	入野		納所	25%
高串	入野	古保志気	高串福祉センター前	9%
からワンライン	唐津駅	唐津赤十字病院・まいづる999前	イオン唐津店	33%
肥前地区 デマンドタクシー		肥前地区内		7%
相知・厳木地区 デマンドタクシー		相知・厳木地区内 多久駅		4%
浜玉地区 デマンドタクシー		浜玉地区内		3%
七山地区 デマンドタクシー		七山地区内		1%
北波多地区 デマンドタクシー		北波多地区内		2%
大良地区 デマンドタクシー		大良・旭ヶ丘地区内		33%
鏡地区 デマンドタクシー		鏡地区内		34%

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	唐津市	玄海町
-------	-----	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	80,938
交通不便地域等	107,712

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
27,354	旧厳木町、旧相知町、旧肥前町、 旧鎮西町、旧呼子町、旧七山村	過疎法
80,358	旧唐津市、玄海町	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
唐津地域公共交通計画	令和4年3月	-
唐津地域公共交通利便増進実施計画	令和6年1月	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
唐津市	昭和自動車株式会社	(1) 加部島	呼子		加部島杉村	往 6.5km 復 6.5km	365日	912.5回	○		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(2) 呼子台場	呼子		呼子台場みなとプラザ	往 2.8km 復 2.8km	365日	730.0回	○		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(3) 呼子・名護屋浜	呼子	小友・名護屋浜	呼子	循環 17.5km .km	365日	2,555.0回	○		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(4) 呼子・加部島	呼子	加部島杉村	呼子	循環 15.6km .km	365日	2,190.0回	○		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの呼子・湊線と呼子停留所にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(5) 星賀	星賀		入野	往 3.6km 復 3.6km	239日	239.0回	○		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦・入野線と入野停留所にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(6) 納所	納所		入野	往 3.8km 復 3.8km	239日	358.5回	○		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦・入野線と入野停留所にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(7) 高串	高串福祉センター前	古保志気	入野	往 4.4km 復 4.4km	239日	119.5回	○		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦・入野線と入野停留所にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(8) からワンライン	唐津駅	唐津赤十字病院・まいづる999前	イオン唐津店	往 10.km 復 10.km	365日	3,832.5回	○		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津-佐賀線他と大手口停留所にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(9) 肥前地区デマンドタクシー		肥前地区内		.km .km	239日	4,762.0回	○		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの切木線、有浦線と入野停留所他にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(10) 相知・厳木地区デマンドタクシー		相知・厳木地区内、多久駅		.km .km	239日	2,015.0回	○		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの唐津-佐賀線他と相知駅前停留所他にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
唐津市	昭和自動車株式会社	(11) 浜玉地区デマンドタク シー		浜玉地区 内		.km .km	239日	1,702.0回	○		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの七山線と浜崎駅北口停留所他 にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(12) 七山地区デマンドタク シー		七山地区 内		.km .km	239日	1,229.0回	○		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの唐津伊万里線他と徳須恵停留 所他にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(13) 北波多地区デマンドタク シー		北波多地区 内		.km .km	239日	80.0回	○		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの唐津伊万里線他と徳須恵停留 所他にて接続	③
	昭和自動車株式会社	(14) 大良地区デマンドタク シー		大良・旭ヶ 丘地区内		.km .km	239日	2,492.0回	○		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの切木線と竹木場停留所他にて 接続	③
	昭和自動車株式会社	(15) 鏡地区デマンドタクシー		鏡地区内		.km .km	239日	1,195.0回	○		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの久里北波多線と東唐津駅停留 所にて接続	③
玄海町	株式会社玄海タクシー	(16) 玄海町AIオンデマンド 交通		玄海町内		.km .km	293日	8,637.0回	○		区域	①	補助対象地域間幹線系統である昭和 バスの有浦線と金の手停留所他にて 接続	③
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

鏡校区乗降所一覧

停留所番号	停留所名称	住所
鏡1	広田	佐賀県唐津市半田5633
鏡2	山の下	佐賀県唐津市半田5303
鏡3	河内	佐賀県唐津市半田4825
鏡4	高良	佐賀県唐津市半田4487-1
鏡5	半田	佐賀県唐津市半田3180-1
鏡6	半田神社前	佐賀県唐津市半田3193-2
鏡7	共選場前	佐賀県唐津市半田2513-1
鏡8	矢作	佐賀県唐津市半田1854-2
鏡9	宇木	佐賀県唐津市宇木2283-8
鏡10	宇木中	佐賀県唐津市宇木1660-1
鏡11	宝満神社前	佐賀県唐津市宇木1449-1
鏡12	柏崎	佐賀県唐津市柏崎1425-1
鏡13	宇木入口	佐賀県唐津市鏡510-1
鏡14	梶原	佐賀県唐津市鏡712-11
鏡15	梶原入口	佐賀県唐津市鏡760-1
鏡16	鏡山小学校前(広田方面)	佐賀県唐津市鏡1154-4
鏡17	鏡山小学校前(大手口方面)	佐賀県唐津市鏡1154-4
鏡18	鏡山小学校入口	佐賀県唐津市鏡1051-1
鏡19	辻	佐賀県唐津市鏡2301
鏡20	鏡(広田方面)	佐賀県唐津市鏡1822-3
鏡21	鏡(大手口方面)	佐賀県唐津市鏡1821
鏡22	鏡神社前(広田方面)	佐賀県唐津市鏡1819-13
鏡23	鏡神社前(大手口方面)	佐賀県唐津市鏡1819-13
鏡24	鏡山登山口	佐賀県唐津市鏡4614-1
鏡25	赤水口	佐賀県唐津市鏡4721-10
鏡26	虹の松原駅	佐賀県唐津市鏡3769-39
鏡27	東宇木公民館	唐津市宇木797
鏡28	宇木下公民館	唐津市宇木3224-4
鏡29	矢作公民館	唐津市半田1942
鏡30	本村公民館	唐津市半田3211
鏡31	梶原集落センター	佐賀県唐津市鏡665-2
鏡32	鏡公民館	唐津市鏡1826-2
鏡33	柏崎厳島神社	唐津市柏崎1286付近
鏡34	まいづる9鏡店	佐賀県唐津市鏡1045
鏡35	イオン唐津店	佐賀県唐津市鏡4671
鏡36	平川俊彦脳神経外科	佐賀県唐津市鏡4643-1
鏡37	日高内科循環器科医院	唐津市鏡2652-1
鏡38	悠悠クリニック	唐津市鏡辻2537-1
鏡39	JAからつ鏡山支所	唐津市原7-4